

第3回歴史的風土の保存・継承小委員会

平成19年11月26日（月）

【事務局】 それでは、若干、一、二分ほど早く皆様おそろいでございますけれども、時間も限られてございますので、早速開催させていただきたいと思います。

本日はお忙しいところ、遠路お集まりいただきまして、ありがとうございます。また、午前中ご視察を賜り、ありがとうございました。

ただいまから、社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会第3回歴史的風土の保存・継承小委員会を開催させていただきます。

事務局を務めます国土交通省の舟引でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本日ご出席の委員、臨時委員及び専門委員は、現在11名中5名でございまして、本委員会の議事運営第5に定めます定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、A委員におかれましては、午前中のご視察をもってご退席になりました。

B委員、C委員、D臨時委員、E専門委員、F専門委員におかれましては、本日はご都合によりご欠席でございます。

また、本日は都市・地域整備局長、審議官、都市計画課長等々出席してございますので、申し添えます。

次に、配付資料でございますけれども、議事の次に配付資料一覧という参考資料がございます。資料につきましては、ご説明申し上げる資料が1から5までございます。参考資料については1から4までございます。また、そのほかに、関連資料として、本日ご視察いただいております犬山市の関係資料、それから委員長がご執筆されました雑誌「公園緑地」の抜き刷り、さらに古都保存財団の関係する公園100選等の資料をお配りさせていただいております。過不足等がございましたら、その時点で構いませんのでお申し出ください。

それでは、引き続き議事に進みたいと思います。

これからの議事進行は委員長にお願いをしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

【委員長】 それでは、早速審議に入りたいと思います。

委員の皆様、よろしくお願いいたします。

本日は、歴史的風致を維持・再生したまちづくりの先進事例として、犬山市、各務原市にお邪魔いたしまして、現地を拝見させていただきました。また、委員会終了後については名古屋市にさらにお邪魔する予定でございます。

各市それぞれにおかれましては、いろいろ準備等、大変ご苦勞されたと思いますが、我々のためにいろいろ大変立派な資料を用意していただき、また準備等していただきまして、まことにありがとうございました。この場を借りてお礼を申し上げます。特に犬山市

におかれましては、この小委員会の会場をご提供いただいたり、準備等、大変いろいろお骨折りいただきまして、改めてお礼申し上げます。

では、犬山市より田中市長にご出席賜っておりますので、ごあいさつをよろしく願いいたします。

【犬山市長】 ご紹介をいただきました地元の市長の田中でございます。

本日は第3回の歴史的風土の保存・継承小委員会を我が犬山市で開いていただきまして、またご視察をいただきましたことに心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

説明を簡潔にしたいと思いますが、それでもちょっと時間がかかりますが、お許しをいただきたいと思いますが、まずこの建物は10年ぐらい空き家でした。ここを今年の10月に県と犬山市が助成して、まちづくり株式会社が、約2,000万円できれいにした建物でございます、その前は布団屋さんでした。布団屋さんの2階ということで、かなり柱も立派な柱を使っておられまして、どこも傷んでいないというところがちょっとみそであります、そういった意味でこの会場をセットさせていただきました。本来ならば役所の使うような建物の方がよかろうと思いましたが、ここがいいというご意見もございましたので、ここにさせていただきましたので、まずご理解をいただきたいと思います。

ここへ来る前、もう説明をさせていただきましたが、この城下町の一番メイン通り、我々は本町通りと申し上げておりますが、ここはいわゆる都市計画決定をした道路でございましたが、地元の皆さんも含め、行政も拡張をしないという決定をさせていただきました、県や国に対して、このままでいくという意思を伝えさせていただきました、それからまちづくりが新たなスタートを切ったと言っても過言ではない地域でございます。

私どもは、とにかくこの景観を守っていこうということで、この12月に市議会がございしますが、今までも犬山市都市景観条例というのがございましたが、それを発展的解消しまして、高さ制限や広告物等々も含めて、新たな規制をしていこうということで、全市的に私どもは景観条例を今度この12月議会で上程をして、さらにこの地域のまちづくりに合った、そういうものをつくっていこうと考えております。

特にこの本町通り筋は103軒ございます。104軒か、ちょっと詳しい数字は忘れましたが、そのうちの97%の方が、いわゆる伝統的建造物群保存地区の指定をしてほしいと。わざわざ、この間、私どもの市役所へ来て、市長の私に、逆にまちの方から要望書が出ました。それぐらい熱意が高まっております、何とか町衆の皆さんの心意気をきちっと、行政もちろん、最初から伝建地区指定に何とか皆さんに協力してほしいという働きかけはしてまいりましたが、市民の側からそういう話になってきましたので、大変いい状況にはあるわけでございます。

ただ、この通りもかなり登録有形文化財も多くございまして、個人の方がその家を支えるだけの、いわゆる資産とか力があるうちは何ら問題ございませんが、この方々が、ちょっと失礼な言い方ですけども支え切れなくなったときに、市で買ってほしいとか、維持してほしいというような話が現実にごございましたので、今後その問題はこれから、犬山

市内に17軒ございまして、そのうちの2軒は片づいたわけではありますが、あと15軒そういう家がございますので、この保存にはどうしたらいいかという意味では、非常に財政力の小さな市としては大きな課題になっていくと思っております。

そういう中で、とにかく平成17年には愛知県から景観行政団体という指定も、愛知県で初めて受けましたし、今日は各務原からも来ていただいておりますが、対岸の犬山市と、お互いに木曽川の景観も守っていこうと。木曽川の景観協議会というのも立ち上げさせていただきまして、お互いに特に川沿いはマンションなんか最近ちょっと建っておりますが、その高さ制限とか、景観についても十分お互いに協議して進めていこうという取り組みも実はさせていただいております。

いろんな課題はたくさんありますが、そういう中で、我々の小さな自治体が、いわゆる国の行政、あるいは、今日、専門の先生方に我々の現状を見ていただきまして、それを今後の行政に反映させていただけるか、私どももいわば大変注目をさせていただきます。また、意見もどんどん申し上げさせていただこうと思っておりますが、とにかく今日はこういう機会をつくっていただきましたことに重ねて感謝を申し上げ、今後さらにこういう小さな自治体に文化財等々のものがあるまちにとっては、重要な先生方との議論を交えて、今後の我々の行き方にもつながっていくのではないかと、こんなふうに考えておりますので、いろんな意味でご指導賜りますように心からお願いをさせていただきたいと思っております。

今日はそんなことで、私どもも最後まで参加させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

【委員長】 田中市長、どうも本当に熱のこもったごあいさつをちょうだいし、大変ありがとうございました。

さて、午前中、現地視察をさせていただきましたが、それを踏まえまして、まず審議の前に、犬山市よりいろんな資料をご用意いただいておりますので、それについての質疑応答の時間を設けたいと思っております。その後、事務局からご準備いただいた資料のご説明いただいた後に、各委員の皆様からご意見をちょうだいしたいと。このような順序で進めたいと思っておりますが、では、まず犬山市よりご説明をお願いしたいと思います、よろしゅうございますか。

準備もよろしいようですので、じゃあ早速、すみませんがご説明をお願いします。大体どのくらいの時間で。

【犬山市都市整備部長】 18分ぐらいで。

【委員長】 では、よろしくお願いいたします。

【犬山市都市整備部長】 都市整備部長の河村でございます。

それでは、私の方から、犬山市の取り組みについて発表させていただきます。

資料2の2ページをお願いいたします。

この表は当市の文化財を一覧にしたものでございます。国宝4城の一つであります犬山城と国宝如庵を初めとして、重要文化財が有形・無形合わせて16件、そのほかに史跡2件

や名勝木曾川など、文化資産が比較的多く存在する市でございます。

そのうち、色塗りがしてございますものが、いわゆる犬山城下町地区に存在するものでございます。特にこの地区には登録有形文化財が16ヵ所55件ございます。これらの歴史的資産を生かしたまちづくりに官民協働で取り組んでいるところでございます。

これよりはプロジェクターの方を使用しますので、よろしくお願いいたします。

このスライドは、国宝4城と言われる姫路城、松本城、彦根城、そして犬山城の位置を示したものでございます。日本の都市計画の原点とも言うべきお城を中心とした町割り、戦国を経て江戸時代に形成されたものでありますが、そのほとんどがお城とともに失われてきました。

幸いにいたしまして、ここ犬山城は、廃藩置県による廃城や先の大戦による焼失などの危機を乗り越え、現存する最古のお城ということで国宝に指定されておりますことはご承知のことと存じます。

城下町の現在の町並みの一部はこのようなのですが、このスライドは比較的「らしいもの」をピックアップしておりますので、それらしく見えますが、実際には、先ほど町なかをごらんいただきましたように、まだまだ多くの課題が残っております。

さて、城下町の歴史的景観の保全の取り組みでございますが、これは平成2年に犬山駅の北側で持ち上がった高層マンションの建築計画が引き金となりました。住民に危機感が生まれ、犬山市として何ができるかを考える契機になったわけでございます。そして、平成5年に都市景観条例を制定し、翌年には審議会、基本計画の策定などの実施体制を整え、以後、まちの景観という観点から取り組んでいるところでございます。

特に城下町の中でも比較的歴史的建造物が多い地区を重点地区として指定し、建物の高さを13メートルに設定するなど、一定の基準を設けるとともに、改築、保全、新築等に対する助成を行ってまいりました。

さらに、この重点地区の周辺を他の市街地とのバッファゾーンとして都市景観整備地区に指定し、景観誘導基準を設定するとともに、一定規模の建築物の届け出を義務づけています。

それではここで、平成6年度から実施しています景観助成についてご説明いたします。

助成対象といたしましては、大きく三つございます。一つは、重点地区内での建築物の新築、あるいは増築、大規模な修繕等の工事に対する助成。二つ目に、都市景観指定建築物に係る建築等の行為に対する助成。三つ目には、景観形成に係る市民団体の活動に対する助成でございます。

助成の内容につきましては、登録有形文化財など歴史的建造物に対するものが工事費の3分の2、上限としまして300万円で、最も優遇しております。平成6年度からこれまでに新築で19件、修景で53件、外構で6件、合計で78件、約1億円の助成を行ってまいりました。

それでは、実際の改修事業についてごらんをいただきます。

この建物は平成14年に実施されたものでございますが、歴史的な趣のある建物でしたので上限の300万円と、角地でございますので若干上乗せをしまして、約390万円の助成を行っております。

次に、この建物につきましては、改修前にはビニールテントで覆われておりました。それを取り払い、すっきりしたイメージに変わっております。

次に、この建物につきましては、以前、全面がシャッターやトタンで覆われておりましたものを、壁面は以前と同じ下見板張りとし、建具には格子が組み込まれました。

この建物につきましては、現在、私たちが会場としております建物でございますが、これはTMO犬山まちづくり株式会社が建物所有者から借り受け、テナントミックスとして1ヵ月ほど前にオープンしたばかりのものでございます。改修以前は、全面がいわゆるパラペットで覆われ、昭和半ばの商業全盛期の様相のものでしたが、見違えるほど様変わりをいたしました。

こういったパラペットで覆われた建物がまだまだ残っていますので、これらに特化した助成も今後の政策の一つとして考えていく必要があると考えております。

幾つか改修事例をごらんいただきましたが、これらは住民サイドからの取り組みでございます。

これが、公共による建物の保全・整備についての事例でございます。

城下町に存在していた空き地を市が購入し、地区のまちづくりの拠点施設として整備したものでございます。どんでん館が平成11年に、余遊亭の方が平成13年に完成し、いずれの施設も地元住民等による企画運営委員会が組織され、自主運営がなされているとともに、町なかを歩いていただく観光客の方の休憩施設や案内所的役割を担っております。

ごらんいただいているスライドは、既存の建物を市が購入し、復元した事例でございます。町家の修復のお手本として、この城下町地区の方々に示すという意義もあり、平成17年に総額1億5,000万円で国土交通省の町並み環境整備事業として市が購入し、修復を実施しております。

次に、これは、先ほどごらんいただきました堀部邸でございます。厳しい地方財政の中、この建物を市が購入するかどうか、現在検討中でございます。こういったものを今後どのように保存、継承していくか、まさにこの委員会のご議論の一つかと思えます。私どもとしては大いに期待をしておるところでございます。

さて、これまで景観まちづくりの観点からご説明を行いましたが、ごらんいただいているスライドは城下町を空から見た写真でございます。この写真では確認できませんが、もう一つ、この地区の特徴は、江戸期の町割りと現在の町割りが大きく変わっていないところでございます。

これは、絵図と現在の航空写真を比べたものでございますが、線で囲まれた城下町地内の道路線形がほぼ一致しており、本物のお城と城下町がセットになっているところは全国唯一と言えます。

ところが、この城下町には幾つもの都市計画道路が昭和40年代に決定されています。特に中心的な地区を東西に1路線、南北に1路線が計画され、計画どおり実施しますと、趣のある町並みが刷新され、コミュニティーが分断されるおそれがありました。住民からの拡幅反対の声をきっかけに、道づくりの観点からも議論が進み、また国や県の都市計画道路の転換期と合致しまして、平成17年3月に現道幅員へ見直すことになりました。

計画を見直し、拡幅を取りやめたというだけでは歴史的な町並みは形成されません。ふさわしい道路整備について住民ワークショップを実施しながら、官民協働で取り組んでまいりました。スライドの場面は2年前の様子でございます。この中では照明についても検討し、照明灯の位置を実際の路上にマーキングするなど、多方面にわたって検討を進めてまいりました。現在の道路は工事中でございますが、約1年半後には本町通り線の工事が完了し、電柱のない路線になる予定でございます。

完成予想図でございますが、これは今のこの会場よりも少し北に行ったところの文化資料館のあたりでございます。それが完成するとこのようなふうになるかと思えます。

これはどんでん館前のあたりの状況ですが、これも完成すると、このような状況になるかと思えます。

城下町地区では、これまでご説明したように、歴史的資産を活かした町並みの保存や形成のために景観助成や拠点施設の整備などを推進していますが、このほかにも、重点地区ではさまざまな修景事業を実施していますので、ご紹介させていただきます。

これは、練屋町通りの道路の美装化事業でございます。

これにつきましては、路地の修復、道路の修景でございます。

これは、お城のそばの小学校でございますが、小学校のネットフェンスを修景塀に整備したものでございます。

これはポケットパークとして空き地を買収し、ポケットパークとして整備したものでございます。

次に、これはちょうど犬山城の前の広場でございます。道路と駐車場が混在してありましたものを整備して、このように町並み環境整備事業の中で実施をしてございます。

幾つか写真をごらんいただきましたが、ここで平成16年の都市景観法制定に伴う犬山市の状況について少しお話をさせていただきます。

ご承知のように景観法が新しく整備され、地域の特性を生かした景観行政が可能になりました。当市につきましては、平成17年に愛知県で最初の知事同意による景観行政団体になり、また隣接する岐阜県各務原市とも木曽川景観協議会を立ち上げて、今、行っております。

現在は景観計画の策定をほぼ終え、計画の円滑な運用を図るため、景観条例を、先ほど市長が申しましたように12月議会に上程をする予定でございます。

次の段階としましては、より実効性を高めるために、景観地区の指定などに取り組んでいくとともに、法的な規制である高度地区の導入や伝統的建造物群保存地区指定などの検

討を進めているところでございます。

それでは、最後になりますが、歴史的な町並み形成に向けての今後の課題でございます。

まず1点は、今後も発生する建築物の取り壊しや売却への対応であります。午前中に視察いただきました堀部邸など歴史的な建物の処分の話が持ち上がるたびに、市に購入してほしいという要望が出ますが、財政上の問題からも大変厳しいものがあります。これまでは町並み環境整備事業やまちづくり交付金事業などの活用を行ってまいりましたが、限界がございます。これが最も大きな課題となっております。

2点目は、既存建築物の建て替えに対する建築基準法の制限をどうクリアしていくかということでございます。城下町のほとんどの建物は、見ていただきましたように軒がいわゆる道路内に突出しております。しかしながら、建て替える際には、建築基準法により敷地内に収めることになります。そうなりますと、町並みの統一感が失われたり、狭い路地などについては、道路後退によって路地が路地でなくなるおそれがあります。

3点目は、やはりそこに住む人の意識です。建物や歴史的景観を親から子へ、そして孫へと引き継いでいくことが重要であります。そのためにはどうしていけばいいのかという面についても行政の課題であると考えております。

資料末尾に、時系列にした城下町の取り組み一覧を添付してございますので、後ほどごらんいただければ幸いです。

以上、非常にわかりにくいと思いますが、犬山市の取り組みについて発表をさせていただきました。どうもありがとうございました。

【委員長】 河村部長、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、せっかくの機会ですので、ご質問やご意見ございましたら、どなたからでも結構ですのでご発言いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【G臨時委員】 先ほど、現場でご説明を受けましたけれども、電線の地中化ですね。ちょっと初歩的な質問になるかもしれませんが、あれの費用負担は市の方でどれだけなされているのか。また、電力会社、その他、国の補助もあるかと思いますが、そこら辺がどうなっているのか、ちょっと教えていただければ。

【犬山市都市整備部長】 では、私の方からお答えさせていただきます。

この電柱の地中化事業につきましては、まちづくり交付金事業、そちらの方で60%が犬山市、40%が国庫補助金としてまちづくり交付金事業の中で補助事業としていただいております。それとか、N T T、中部電力など、管路として入ってくる事業者につきましては、負担金をいただいております。以上でございます。

【G臨時委員】 負担金というのは、どのぐらいの割合。

【犬山市都市整備部長】 1 m当たり505円ですが、本当に若干でございます。

【G臨時委員】 市の60%というのは、金額にしてどのぐらいですか。

【犬山市都市整備部長】 管路と、それから道路の美装化と両方ございますので、平成20

年度で申し上げますと、大体2億9,000万ぐらいが工事費、その60%が市で、40%が国です。今年度に関しましては工事費約8,000万円でございます。管路を入れるのに8,000万ぐらいの事業費ということでございます。

【G臨時委員】 そうすると、大体それである通りは完了するということでございますか。

【犬山市都市整備部長】 はい、本町通り線はこの事業費で完了するということでございます。

【G臨時委員】 だから、結構な負担にはなるわけですね、市の財政の中では。

【犬山市都市整備部長】 そうですね。あと1路線、もう少しここから北へ行って、もう一度計画道路を廃止して、現道に変えた部分もでございます。そこについては、まだまちづくり交付金事業で今後やっていく予定でございますので、今申し上げた金額よりも若干増えるということでございます。

【H臨時委員】 本町通りですね。ここは拡幅を中止した。都市計画を変えて、もとへ戻すと。拡幅を既にされたアーケード街がありましたね、シャッターのお店も多かったですけど。本当に目の当たりにしますね、違いを。こちらは、逆に歴史的な町並み整備に相当動きがあるということと、それで観光客っぽい人たちも大分来ているという、そのこともあると思うんですけど、商店街としては、これは一本ですか。

【犬山市都市整備部長】 商店街、いわゆる発展会だとか、いろんなものがございますが、ここら辺が中本町、それから、その向こうが本町になって、ちょうどあそこの交差点から防災街区になっております。あれは下本町という町内になりまして、商店街としてはずらっと一緒なんですけど、いわゆる発展会ということではまた別々になりますので、そのつながりを一緒にやるといろんなものができるわけですけど、組織としては別になっているような、詳しいことは商工課の方がわかると思いますが、基本的にはそういった形でございます。

【犬山市長】 ちょっと補足しますと、昔はこの通りが一番の銀座通りですね。ほかの筋もそうなんです。ところが、昭和50年代から60年代以降、今、平成19年で、ほとんど商店という意味での商店街はなくなりました。あるとすると、名鉄犬山線の犬山駅がありますが、その駅前通りと、駅の東側にイトーヨーカドーがあるんですけど、そういった駅の周辺だけになりました。基本的にはスーパー等々がやっぱり点在してできましたので、商店街はほとんどありません。そういう「街」というところはね。だから、全国どこでもあるような、いわゆるショッピングセンターのところで市民が買い物をする、こういうまちになってきました。

【H臨時委員】 何軒か、まだお店をやっておられましたけど、実際には、じゃあ商店街としての、要するに商店会というのかな、商業組合みたいな、そういう活動はもうないんですか、中心市街地の。

【犬山市長】 あっても、微々たるものですね。

【H臨時委員】 じゃあ実際には住んでおられても、住居として使っているだけですか。

【犬山市長】　そうですね。特に本町筋の方も、イトーヨーカドーができたときに、イトーヨーカドーの中の……。

【H臨時委員】　テナントで入っちゃって。そうですか。じゃあもう実際は商店街というか、商業施設というよりは住居系の土地のように変わっているわけですね。だけど、都市計画にはまだ近隣商業とか、そういう地区指定になっているんでしょう。

【犬山市長】　そうですね。用途地域はそうです。

【H臨時委員】　商業の将来計画みたいな、そういうのは市でお持ちなんですかね。あるいは、私は振興とは思っていないんですが、今、縮小傾向で、大規模なスーパーのようなものになっていきますね。みんな、本当に宅配便だ何だ、流通の仕方が、買い回り品を近所の商店で買うというような生活様式じゃなくなりましたでしょう。

【犬山市長】　変わってきましたね。

【H臨時委員】　だから、平たく言えば、需要に対して供給過多なんでしょうね、商店という面積からいうと。それをどう改革して、どう改造するのかということと、恐らく市長さんたちのお考えは、歴史的な資源というか、歴史的町並み的なある種の観光的なものもあるでしょうし、そういうものにシフトする。つまり従来の近隣商業の都市計画上の目的のようなものでないものに多分転換していかれようとしているんだと推察するんですけど、そういうのをかなり構造的にというか、ちゃんとしたリサーチをして、そういうふうにやっていこうとされているのかどうかをちょっと伺いたい。

【犬山市長】　基本的には市街は、ここはいわゆる犬山市の中心ではありますが、合併をしたまちですので、いわゆる市としましてはまだほかの地域にも商店街はないことはない。ただ、私としましては、とにかく犬山の代表は何といてもお城であり、この城下町でありますから、ここの部分をまず誰が見ても、犬山といえばこのイメージを植えつけることを考えていかなければなりませんので、さっきから話がありますように、都市計画道路が結局は実行されなかったことによってこういう新たな芽が出てきましたので、ここのまちづくりはやっぱり行政も民間と一体となっていていろんな意味で力を入れていこうと。

【H臨時委員】　犬山の顔づくりを。

【犬山市長】　そうですね。それで、やっぱりにぎわいをつくるためにも、ちょっと我々、仕掛けも考えておりますが、今、まだそこまでは至っておりませんけれども、そのうちここが、そういった意味では観光客を含めたいろんな方々、いろんなというのは歴史的な勉強に來たりとか、文化・歴史ですね。それと、観光客という方も含めて、もうちょっとにぎわいのある仕掛けをこれから考えていこうと思っています。

【I 専門委員】　当初の拡張計画の道路はどこへ抜けていくんですか。犬山城に突き当たる。鳥居にぶつかっちゃうでしょう。

【犬山市都市整備部長】　先ほどのスライドには載せていませんが、ちょうど突き当たったところ、先ほど城前広場と言いましたところにもう1本、実は城前線というのがございまして、ちょうどそこへ当たると、犬山の城下町をぐるっと取り囲む計画道路として、環

状線のような役割の道路がございました。そこへ接続するということでございます。そこまでを今度変更したということでございます。

【I 専門委員】 はい、わかりました。

それで、城下町としては、犬山は珍しいですね。城下町の道というのは、必ず折れ曲がるようにできているんですけど、城に向かって真っすぐに攻めてこいという城は珍しい。戦いの拠点とかいうことをイメージしない城下町。バックに木曾川がありますが、それにしても、あんな真っすぐな素直な道というのはないと思います。ですから、それがそのまま残っているというのは、非常に今日にとってみれば便利な町割りなんですね。碁盤の目になっているわけですから。他の城下町で苦労しているのは、複雑に曲がっている道をかかえていることです。

それで、本町通りというか、この通りの町並みがずうっと、今やっているように電柱もなくなり、空が江戸の空になり、そして建物も先ほどのようなのがどんどん充実してくれば、これは犬山の顔として相当な意味を持つ。そして、犬山城を訪れる、あるいは如庵とか、いろんな文化財を訪れる人々の道として。だから、ただの住居ではなくて、やはり土産物とか憩いの場とか、あるいは市民もそこへ来て憩うような、そういう通りになるという可能性を僕は十分秘めていると思っています。

その点で、例えば江戸時代の絵巻物、犬山の城下町の絵があるか、あるいは明治とか、最近では昭和も歴史になっちゃいましたから、昭和の初年のころの写真があったりしますと、例えば火の見やぐら一つ建っただけで歴史的景観になっちゃうんですね。時の鐘の風景があるとか、もうそれで歴史の世界に入ったような気がする。そんなようなことの参考になる史料があるのかどうか。これが一つです。

もう1点は、確かにいろんな仕掛けはいいんですけど、結局そこに住む人がいないとだめだなあと。住民がやっぱり町内で町会を作っておいてもらわないと、道はいつまでたってもきれいにならない。拡幅が狭まったために、両側町という城下町本来の姿が出てきます。現在、道というのはまちとまちの境目ということで、だから、道の左側は何か一丁目で、右側は何か二丁目というのが今日です。それはなぜかといえ、車を通すために道が広がってしまっ、簡単にお互いが行き来できないからです。ところが、江戸時代程度の道幅でしたら、向こう側もこちら側も道を挟んで同じご町内ですから、道というのが、人が通ったり、車が通る以上に、その地域の共通のご町内の広場。おのずと道への思いやりが生まれ、黙っていても水を打ったり、お掃除をしたり、そこを通る人の心持ちをいやしてくれたり、優しいもてなしの心ができると。だから、両側町という景観をこれからつくっていくにあたり、今度はソフト面でというか、人々のもてなしの心というのを、つくるためには、やはり行政としては、両側町のつくり方、道の片側と片側との行政区画が違ふんじゃ、やっぱり道が境目になっちゃいますから、つくり方というか、それはお任せしたいんですけどね、市長さんたちの知恵に。その2点なんですけど。

【犬山市都市整備部長】 1点目の昔の面影のそういった資料は、私どもの文化財課の方

には、例えば火の見やぐらにしても、考察とか、そういったものの資料等はきっとあると思います。そういったこともまちづくりの中に、今、地中化事業をやっておりますが、そういった事業以外に、今後取り組むものとして、貴重なご意見として私の方も考えていきたいというふうに思っております。

それから２点目の件ですが、犬山の城下町は、先ほど言われました、町内というのは道路で分かれてはございません。昔の、いわゆる背割りで全部なっております。そういう面では、今、先生言われますように、この前も実は社会実験をやりまして、道路を歩行者天国にしたらどうだというようなことをやりまして、やはり道路も公共の空間として皆さんで使っていただく。使ったら、皆さんできれいにしていただく。そういうことにつきましては、今、私の方の城下町については、皆さん、花を植えたり、いろんなことを自分たちでやって、また県の方で推奨していますアダプトプログラムというのでごみを拾ったり、そういうことも非常にやってみえますので、やはり道路なんかを中心にした広場的な活用も、これからもう少し住民の意識を高めていくように私の方も努力していきたいというふうに考えております。

【犬山市長】 まず、昔どんな形をしていたかとか、こういうのがあったとかいうのは、写真もどんなのが保存されているのかよくはわかりませんが、しかし、後で行っていただくのですが、福祉会館というのがこの建物のちょっと向こうにあります、これは昭和40年代にできたんです。その福祉会館のあったところは、昔、大手門というお城の門がありまして、これはまだ選挙で通らないといけませんけれども、行く行くは、この中にこういう資料がございますが、この中に地図がありまして、左ちょっと下ぐらいに犬山高等学校というのがあるんです。この犬山高等学校を移転させようというのが私の考え方なんです。移転して何にするかという、いろんな多目的に使うんですけど、駐車場にしたり、それから今言ったんですけど、福祉会館というのをこちらへ移設して、大手門を復元しようかと。そうすると、ここからお城が今、出ていただくとよくわかるんですけど、福祉会館の建物で見えないんですね。見えることは見えるんですけど、これは建物としては非常に似つかわしくないもんですから、福祉会館は将来的に今の犬山高等学校のところに、違う意味で建て替えて、ここが復元できたというの私の構想であって、これはかなりお金がかかりますので、選挙で通らないと私の構想は実現いたしません、少なくともそれぐらいの覚悟で今まちづくりを考えております。

ただ、行政はハードしかできません、はっきり言うと。ソフトの部分は、ここにお住まいの方、犬山北のまちづくり推進協議会とか、いろんな会を立ち上げて、このまちをどうするかというのは民間レベルでまた一生懸命考えていただいておりますので、行政がやる役割と住民の方の役割というのが、ここへ来てははっきりとその辺の意識が変わってきたとか、お互いに意識をきちっと持てるようになってきたと。そういった意味では、ソフトの部分で非常にいい傾向になってきたと、こういうことだと思います。

【委員長】 ありがとうございます。

J 専門委員さん、いかがでしょう。随分以前から犬山には縁があったというふうに聞きました。

【J 専門委員】 今の都市計画道路の廃止のときの委員に入れていただきまして、いろいろ勉強させていただきました。まさに、市長さんのおっしゃる大手門の再現がまちのへそみたいな感じで、大変大事だと思います。まち交事業が40%補助というお話ですが、今、市長さんがお考えの公共がやるべきことは、相当な事業費がこれから長期的にはかかってくるのではないかなあと。厳しい地方財政という言葉も部長さんから2回か3回出ておりましたけれども、実際問題これをやろうと思ったら、たいへんですよね。ところで、文化庁の世界遺産の暫定登録推薦は手を挙げておられたんですって。

【犬山市都市整備部長】 いえ、まだ手、挙げておりません。

【J 専門委員】 彦根城が世界遺産の推薦に難しくなっている大きな理由というのが、歴史的な町並みがなくなっちゃっているからですね。犬山市の場合は町並みが重伝建になる可能性が将来十分あるんだと思いますから、そういう意味では、お城が国宝で町並みがきちんと残れば、日本の中でも唯一に近い商家の町並みがちゃんと残った珍しい城下町になると思うんです。その整備に必要な全体事業は大体の見通しとして、お金ってどのくらい長期的には考えていらっしゃるのでしょうか。また、補助率はどのくらい必要だと思っていいらっしゃるのでしょうか。

【犬山市長】 まず、私の全体構想からいくと、犬山高校の話を今させていただいたんですけど、犬山高校で、県に聞いたら大体33億円、移転費用にかかるだろうと。これは何とか調達したいと思っていますが、何せ犬山市単独で33億円というのは無理ですので、起債も含めて、何とか調達したいというのはあります。ただ、福祉会館を移転すると、また違う意味でお金がかかりますので、将来的にここを全部、いろんな意味でまちづくりをやっていこうと思うと、電柱の地中化は、そういう意味では鍋に入っているということを考えると、新たに四、五十億円は考えていかなきゃいかんだろうというふうには思っております。ただ財政的に、四、五十億円という簡単なものじゃありませんので、その辺はどういうふうにするか、まだ全く白紙ではありますけれども、私が市長になって今1期目の約1年ですので、その後、どういう展開になるかわかりませんが、基本的には今申し上げたようないろんな事業をやっていくとすると、やっぱり国の方からも何かしらの補助をいただければ非常にありがたいと思っておりますので。それぐらいの今年か今は申し上げられません。

いずれにしても、皆さんには申しわけないんですけど、どうしても選挙の争点になる可能性があるもんですから、これはなかなか、失礼ながら、いわゆる理想と現実のギャップというのがございます。というのは、ここばかりが犬山市でないもんですから、ほかの地域の方は、我がまちをどうしてくれるという議論になってきますと、こっちばかり力を入れますと、大体こちらの方はオーケーなんだけれども、ほかの地域の方は、市長に対してノーということになりますので、ここがなかなか難しいところでございます。

【委員長】 ありがとうございます。

時間もありますので、ちょっと私の方から委員の立場で一つ質問したいことがあります。

実は犬山を訪問しまして、割と半年ピッチで特に本町通りが変わっていると思いますね。やっぱり都計道の話が決着ついた結果で、非常に町家に対する投資といいますか、残して使おうという意欲が多分行政としても地域の方も両方多分出てきたのかなと。それと、通常こういう歴史的町並みですと、むしろかなり大きな造酒屋とか、そういうところが重文指定とかになって、それ以外はむしろ歯抜けとかになっているケースが非常に多いんですが、ここはむしろ都計道があったことが幸か不幸か、少しそれが凍結状況で、そういう文化財的な指定も進まないし、一方で取り壊しも進まないけれども、だんだん朽ち果ててきたというぎりぎりの段階だったのかなと。ですから、一方では、非常にこの場所を含めて、民間の活力とか知恵を生かした利用が随分あるなということで、その点はほかの歴史的町並みと多少違っていると思います。多分大都市圏の中に位置しているというのがあるのかも知れませんが。

それで、ちょっと伺いたいのは、先ほど、市長さんから、城下町区域だけの投資というわけにもいかないと。当然市政の立場では市全体をどう見るということがあると思うんですが、この本町通り筋の土地をお持ちの方々、かなり長い間お持ちの方々も多いと思うんですが、そういう方々の意識が、再整備なり電柱の地中化で少し変わってきたのかどうか。

それからもう一つは、犬山市に住んでいて、こちらの土地の所有者とか、建物所有者でなくても、非常に目と鼻の先で見ているわけですね。こういう城下町のエリアが少し雰囲気が出てきたということが少しいいと思われるのか、そこら辺、別に統計ということではなくて、何となく、市で行政のトップにおられる立場とか、あるいは部長さんという立場で見ていた場合に、市民の考え方、意識とかに少し変化があるのかどうか、そこら辺ちょっと伺いたいんですが、どんな感じでしょうか。

【犬山市長】 先ほども申し上げましたように、特に本町通りの方々は、100数軒あるんですけれども、97%の101名だったか、いわゆる伝統的建造物群保存地区に指定していただきと市長室まで来て要望書を渡されたぐらい変わりました。それまでは、先ほどから申し上げておりますように16メートル幅員の都市計画道路はどうなるかというのが焦点でありましたが、それがなくなったわけですから、自分たちでマンションの計画はもう排除したいと。はっきりそういうことをおっしゃっていますから、そういった意味では気持ちの変わりようはすごいと思います。

ところが、1本違う通りに行きますと、本町通りはそれでいいだろうけど、私たちはとてもそんな伝建地区に指定してもらわなくても結構だというのが魚新通りの人の考え方なんです。だから、ほぼ同じところに住んでいる人でも温度差が違ってきまして、そういった意味では、この通りに面してお住まいの方は非常に意識が高くなったと。できれば、私としましては、1本道路を隔てた西、東、北の皆さんも同じ気持ちでいていただければ大変ありがたいと思っていますが、なかなかこれは時間がかかるだろうというのはございま

す。

そういった意味では、行政の役割というのは非常に大きいと思うんですけど、やっぱりほかの地域の、例えば京都でも、それからここは日南と姉妹都市提携をしておりますが、日南の重伝建とか、非常に参考になりますね。ちょっと違うところは、知覧というところも重伝建もございます。別に九州の方という意味じゃないんですけれども、この地域の方もかなり外へ勉強に行っています。ですから、犬山らしさを残すにはどうしたらいいかという意味での、行政じゃなくて、ここにお住まいの方の意識も相当変わってきてはいますので、ちょっとまだ時間がかかる町内はあるかもしれませんが、かなり私は意識は変わってきたと思いますので、まだじっくりかけてやっていけばいいと思います。

それからもう一つ、ほかのまちと違うところは、先ほども見ていただきましたけど、ほぼ旧の城下町が13町内ございまして、そこには車山（やま）という山車があるんですね。ですから、お互いに車山を持っている町内はお祭りに対しては非常に情熱を燃やすわけです。ですから、道路を隔ててもお互いに同じ町内ですので、それはもうお祭りという一つの一大行事に対しては全力投球をしますので、ほかの町内に負けたくないという意識がまだいまだにありますので、そういった意味では非常にまとまりがいいところで、ほかの都市はわかりませんが、犬山はそういう特徴がありますので、私は、こういうまちの中にお祭りというものも非常に大きな要因というんですか、ファクターではないかなあと思っています。

【委員長】 ありがとうございます。

まだまだ、いろいろ議論は尽きないんですが、一たん小休止させていただきまして、時間的には5分ぐらいですか、畳に座っていることもありますし、電話等いろいろご用のある方もあると思いますので、若干小休止させていただきまして、再び再開ということの中で、新たに事務局から、国からご説明いただきますが、引き続きまして、歴史的町並みの中で、先月竣工が終わったばかりと聞いていますが、そういう場所でやっているということもありますので、また犬山に関することでのご質問も、その中で必要があればということにさせていただいて、一たん小休止に入りたいと思います。どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

—— 休 憩 ——

【委員長】 早速でございしますが、少し審議会の本来の議論の方に戻りまして、この犬山も含めまして少し意見交換させていただいて、30分で締めるということにしたいと思います。

それから、簡略しまして、ごらんになればわかる部分ですので、資料5とか、今後のスケジュール等ありますが、これについては細かい説明は省略で、ほんの一言だけおっしゃっていただいてということで、資料4ですか。そういうことで、極めて要領よくお願いい

たします。

一応我々、大体頭に入っている前提でやっていただいて結構ですので、よろしくお願いします。

【事務局】 それでは、資料4を中心に、残りの資料をご説明させていただきます。

コピーでお配りさせていただいた資料のうち、3の方が前回、第2回の小委員会の指摘事項でございまして、後ろに参考資料でついている議事録とは別に、大まかに内容別に四つの項目にまとめています。項目名だけ言いますと、1ページ目の頭に都市の歴史的価値に関する事項、こういったご議論がありまして、2ページ目のところに、国の関与、役割に関するご議論がございました。3ページのところ、専門性の重要性、こういったご議論、あと最後のページに制度提案等に関する個別のご議論とありまして、そういうものをそれぞれ別にまとめさせていただきましたので、それは適宜ごらんいただきたいと思います。

次に、資料4の方に移らせていただきます。

表紙をおめくりいただきますと、ページは右下のところに打ってございますので、ページ番号はそこでご覧いただきたいと思います。

前回、9月26日の小委員会の際には、この新しい制度の検討についてはまだまだ熟度が低い段階でございましたけれども、ある程度その後検討が進みまして、このような資料のような状況になってございますので、改めてご説明をしたいと思います。

1ページでございますけれども、我が国にとって歴史的価値の高い資産と人々の生活が一体となって歴史的な風情や情緒を形成している。それが地域の活力の源泉になっている。こういう状況をこれから「歴史的風致」と呼びたいというふうに考えてございます。歴史的風致の考え方は後でもう一度詳しくご説明をいたしますけれども、この資料では、その下のところ、もとより古いものというのは徐々に更新されていくものではございますけれども、近年、歴史的風致が著しく失われていく事例が多く発生しておりまして、国としては積極的に維持・再生をしていくことが重要という認識に立っております。

このために、ずうっと下の方に行きまして、新たな制度として、都市行政と文化財行政の連携、国と地方の協力のもとに、市町村による総合的な施策の実施を図ろうというふうに考えているところでございます。

次の2ページの下の方にお移りをいただきたいと思います。

そこで考えているこの制度でございますけれども、歴史的風致の維持・再生を積極的に図るべき地区、左のピンクの枠のところですが、そういう地区を有する市町村が国の策定した基本方針に沿って策定した計画を国が認定するというふうなスキームを考えてございます。認定した市町村につきまして、右側の枠になりますけれども、歴史的資産を生かして行うまちづくりというのは、上の水色の枠にありますように、これまでも、古都保存法、文化財保護法、都市計画法、景観法などの活用によって行われてまいりましたけれども、新制度では、そういったものの適用に加えまして、その下に新たな予算・税制、

法制度による支援策と書いてございますけれども、それぞれ書いてございますように、例えば城郭、町家の復元整備であるとか、無電柱化といったような支援事業の創設、あるいは拡充、それから所得税の減税措置といった税制の特例、あるいは法律による地区計画制度、あるいは屋外広告物行政の一元的実施などの規制、あるいは特例を追加いたしまして、効果的な支援を行いたいというものでございます。

それをポンチ絵にしたものが、次の３ページでございます。

これが新制度のイメージ図でございまして、左上の方に、市町村が策定する基本的な方針と書いてございます。これが、いわば市町村全域にわたる計画でございまして、その計画のもとに、ここでは三つの地区が書いてございますが、左側に、歴史的風致を維持・再生する地域の例として、城郭及び城下町を中心とした地域、右上には、伝統的集落を中心とした地域、その下には、緑色で古墳群、寺社仏閣を中心とした地域などというふうに例を挙げてございます。こういったさまざまな歴史的な建造物などを中心として、重点的に支援すべき地区が市域の中に一つか複数あるという状況を考えてございます。

そういった地区について、先ほどごらんいただきました新制度で重点的に支援をしようというふうに考えてございます。

その次、４ページから５ページ、６ページは、先ほどの３ページの図のそれぞれの地区を切り出して拡大したものでございますので、これは必要に応じてごらんをいただきたいと思います。

資料の説明は、続いて７ページの方に、恐れ入ります。駆け足で申しわけありませんがお移りをいただきます。

「歴史的風致」という言葉でございます。これは、前回、９月の小委員会のときにもご議論いただきましたが、今回の新制度で初めて用いられる概念というふうに考えてございます。その基本は、青字で書いてある部分、有形文化財などの歴史的建造物と一体となった、緑も含んだ市街地、いわゆるハード。それから、その下に緑の字で書いてございます部分、地域の歴史、または文化を反映した伝統工芸、芸能、伝統行事といった活動というソフト、これが一体となって良好な市街地の環境を形成している状態、これを我々、歴史的風致というふうに考えたいと思っております。

この青字のハードと緑字のソフト、この両方が存在することが重要でございまして、外形的なものだけでしたら景観の世界だけになってしまいますし、伝統的活動だけですと形になりませんので、まちづくりにならないと。これらがセットになることによって、いわゆる歴史的な趣、味わいといった風致が具現化されるというふうに考えるところでございます。

次の８ページには、参考として、歴史的風致に近い概念を比較しておりますので、これはまた適宜ご覧をいただきたいと思っております。

それから、９ページにお移りいただきます。

犬山市をご訪問させていただきましたので、勝手ですが、犬山市における歴史的風致の

イメージというものをちょっと想定してみました。

ご説明ありましたように、犬山市の歴史的町並みは国宝犬山城を中心にその周辺に広がっております。また、犬山市では約370年の伝統を持つ祭りが毎年行われておりまして、それに使われる車山、これはふだんは歴史的町並みの中にそれぞれしまわれているというふうなところが犬山だというふうに認識をしております。このようなハード及びソフトが一体となって、犬山も歴史的な風致が形成されているんじゃないかというふうに当てはめて考えられると思っております。

最後のページ、10ページでございますが、これも前回の小委員会でご議論がございました、国が重点的に支援する地区が具備すべき条件、国の関与というものはどこまであるべきかというところについて、我々検討してまいりましたので、それについてもご説明をいたします。

歴史的風致というのは、程度の差はあれ全国の都市に存在するものというふうに考えてございますが、国が歴史的風致の維持・再生に積極的に関与すべきものはこれらのすべてではなくて、国にとっての重要性が高いものに限定すべきというふうに考えてございます。ここでは、その基準的なもののイメージとなる四つの要件を挙げておりますけれども、一つ目は、歴史的風致のハードの部分が、国宝、重文など、国としてやはり歴史的価値の高いものと認めたものであること。それから二つ目は、ソフトの部分も含めて、やはり世界の目から見たときに我が国を代表するような歴史的な風致であること。三つ目は、相当の支援を緊急に必要としていること。それから四つ目は、地元で歴史的風致を維持・再生する意欲があり、自助努力が認められるものであることというふうに考えてございます。そういったものについて、国が積極的に支援をすべきだろうというふうに考えているところでございます。

大変端折りましたが、説明は以上でございます。

この次の資料5は今後の予定のところでもた触れますので、以上にさせていただきたいと思えます。

【委員長】 ありがとうございます。

今後については、最後、事務連絡2分間ぐらいということにしまして、資料4について意見交換、できれば1.5巡ぐらい、お一人二巡までいかないかもしれませんが、意見交換したいと思えます。

今日の資料4の中のポイント、幾つかあると思えます。一つは、前回のときにも局長からお話しありましたが、新規立法を含めて、国として一生懸命取り組みたいという非常に力強いご発言がございまして、当然ながら、今、同時でいろいろな法制度の検討が進められているということの中で基本的な概念が必要ですので、それが今回、資料4で示されているというふうに私は理解しました。

一つは、やはり用語が、従来の既存の関連する法制度との関係の中で、今回、「歴史的風致」という言葉をきちんと出されていると。ですから、これが基本的用語だと思います。

それに対する考え方も、ハード・ソフト両方のものが要るんだということで今回明確に示されておりまして、また地方分権に既になっておりますので、地方分権化された時代の中で、国としてこういうものを推進する場合のかかわりとか考え方についての、国が、例えば重点に支援すべき要件とか、それから市町村が取り組んだものに対して国が認定するんだとか、そういうようなスキームが既にご提案されていますので、これがポイントだと思いますが、これにとらわれず、またいろんな観点でも結構ですので、ご意見、ご質問をちょうだいできればと思いますが、どなたからでも結構ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

【H臨時委員】 二つですね。一つは、やっぱり「歴史的風土」は古都法にあるので使わないという考えかどうかということですね。私は「風致」も悪くないと思いますが、風致には、自然的な風土的なベースもありますから悪くはないと思いますが、私は「風土」そのものでもいいような気がしていたもんですから、それを政策上わざと差別化するという意図があればそれでもいいと思いますし、いずれにしても私は、歴史的景観の議論、町並みでも何でもそうですが、その地盤に土地——ランドがあるわけですね。風土といってもいいですが、そういうものをあまり言わずに、建物の並びだけでとらえてきたので、ここだって、後ろに木曽川が流れているとか、そういう大きい枠組みを、今までちょっと伝建なんかでは建物ばかり見て、やっていなかったのも、私は非常に重要な概念をこれで提起できたと思うので、基本的にはまず賛成です。

ただ、最後の10ページを拝見すると、今、越澤先生が言われた、国がやるというためなんでしょうが、我が国を代表する希少性のあるというのがレッドデータブックみたいな話で、希少性という価値観が妥当かどうか。つまり私は逆なんですね。普遍性が必要だと思っていて、21世紀のまちづくり、これはもう都市づくりそのものがむしろ歴史性というのに非常に重要な概念、自然性はもちろんですが、自然環境は随分言われてきましたから環境は大丈夫ですが、もう一つ、歴史が弱かったと。だから、これを強調すべきで、日本の国の成り立ちからいうと、希少性というのはおかしいと。国宝とか建造物には希少性がありますよね。確かに四つしか国宝の城がないみたいなのはね。だけれども、町並みとか都市というのは、基本的にみんな人間が住んでいる、日本人が住んでいるところはみんなそういう重要性があるわけですから、あんまり希少性で絞るという発想ではなくて、緊急性とか、サポートを強く要請する要因が幾つかもあるからとか、それはあっていると思うんですよ。ただ、私は、せっかく歴史的風致という概念を言うときに、それは希少性のある概念だと。そうじゃない。むしろすべてにあるべきものだという理解の方がいいんじゃないか。ちょっとここは字句を検討していただいたらどうか。

もう1点だけ、伝統的活動という定義がありました。これも私は非常に気にしていたことで、今日もあそこのちょうちん屋さんがありました。私、「産業」という言葉は使えないのかと。伝統産業ですね。どうもこれまでの歴史的町並みにあちこち行って思うのは、喫茶店とお汁粉屋さんと専ら本当に軽い楽しみというか。生活とか、本当の生きている生

業、なりわいとか、本当はおしょうゆ屋さんでも酒屋でもいいんですけど、ろうそく屋もあるし、いろいろあるんですが、それが余りにも趣味的になり過ぎて、都市というのは実は物をつくって生きているわけですね。伝統的な産業をもうちょっと系統的に生かすと。祭りをやるときに、ちょうちんも織物も出るというような調子でありますから、私はむしろ市長さんなんかにも申し上げたいのは、そのところをしっかりとやっておかないと、テレビのセット、映画のセットになってしまう。どうも日本の歴史的町並みは中途半端な映画のセットで、時代劇のセットみたいになっちゃう。私はここは一番大きく、太秦の東映とは違うんですから、やっぱり産業というものにもうちょっとこだわった方がいいんじゃないかという意見がありまして、伝統的な活動という概念でいいのか、工芸とか一部入っていますが、むしろ伝統的な産業活動とはっきり言っちゃいけないのかと。これは問題提起です。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。各委員の発言は相互に関連があると思いますので、まとめて事務局のお立場と、最後、局長の締めも含めてということで、二つお願いします。

それぞれ、まず各委員が言いたいことを全部言うてしまうということで、多分一巡以外無理だと思いますので、I 専門委員さん、いかがでしょうか。

【I 専門委員】 私、「風致」を嫌がっていたんですけども、ここまで内容をきちっと定義してもらえればいいかなというふうには思っております。ただ、これを本当にみんなに理解してもらえるかどうか心配しています。でも、新しい発想というのは必要ですから、思い切ってこの言葉を使うんだということであれば、私は反対するものではございません。

それから、今、H 臨時委員がおっしゃったことは非常に重要なことで、つまり、文化を強調するときに、どうしても産業とかの結びつきを少し避けちゃうところがあった。しかし、文化といえども、やはり人々の暮らしということとの結びつきがなければなりません。だから、「工芸」という言葉にはかなりそういう意味があり、非常にそれは大切な観点だろうと。

住民が賛成、反対とか言うときに、結局は生活していくということ、人様のためにというだけじゃなくて、自分たちがよりよい生活をするために、こういった事業といいますか、行政が行われるとするならば、賛否がそこで問われるわけですので、非常に意味はあるというふうに思っています。

もう1点は、先ほどおっしゃった歴史的というのが今まで弱かったというのが、ちょっと意味がわからないんですが。割合に日本の場合に、都市づくりには、歴史を大切にしておいていこうという意識は今まででもあったような気はするんですけども、ただ、おっしゃるとおり希少性と言われちゃうと、動物じゃあるまいしとなりますから、希少性というのはちょっと言葉がきついなという感じはしますね。おっしゃるとおりでございます。以上です。

【G 臨時委員】 今のI 専門委員に関連しますが、長い目で見た場合、やっぱり日本の都市計画というのは、一般的には歴史性というのはあんまり重視してこなかったと思います。

今は違いますよ。僕が現役時代は、僕がやったわけじゃないけれども、建設省の職員は相当乱暴なことを、例えばこの犬山市なんかも、昔のお城との関係とか、そういうことは関係なしに、一般的にこういうものは何メートル、道路の幅員はこれでなきゃならんとか、そういうことで、その点は今は非常に変わってきていると思います。

それと、ちょっと乱暴なことかもしれませんが、国の援助の仕方、これも先ほど、I 専門委員がおっしゃったことに関連するんですけども、日本の道路、道というのは、歴史的に見れば、ヨーロッパなんかは公共空間というのは広場ですよ。教会の前にある。それで、日本の道路というのは、まさにさっき I 専門委員がおっしゃったように、町内会というのは道路の両側を含めてあって、その道路そのものが、単に馬車や車が通るものではなくて、一つの公共空間、子供たちの遊びの空間というか、そういうものだったと思うんですね。ちょっと前、国土交通省の道路局の若い職員が盛んにそういうことを言っていたんですけども、そういう観点からいうと、例えば今日の道路を見ても、セットバックしているのをどうやってうまくするか。ちょっとどなたがおっしゃったか、堀みたいなのとおっしゃったけど、そこら辺がいいのかどうか。何か全体として統一感のある町並みにするためには何か工夫が必要だろうと思うんですが、具体的なことは別にして、そういう意味では、広い意味では道路の機能をよくするというためのものなんだから、先ほど、局長はそういうものにはなかなか金が使われないと言うが、例えば道路特定財源なんかだって、大いにそういったものに活用する考え方だってあり得るんじゃないかなと。そういうことで、国土交通省としても、全体が美しい国土へという大きな柱にもあるわけですから、そういった観点からも予算の配分も、もちろんそれは地方分権ということで地方の自主性ですけども、それに対するお手伝いというのは、そういった観点からももっと総合的に考えてもらっていいんじゃないかなと思います。

【J 専門委員】 今、各委員がおっしゃった中で、一番最後の10ページのところで出てきた「希少性のある」というのは、それまでの文章を見ますと、歴史上価値が高いとか、文化的な価値とかという話がありますから、多分価値の高いということをおっしゃっているんじゃないかという気がするんですね。ですから、希少性があるかどうかはちょっとわかりにくくなるかもしれませんが、価値の高さでいけば、結局希少なものになっちゃう可能性があるんじゃないかという気がしました。

あと、2 ページのところで前いただいた資料では、たしか物件の購入とかの文字があったような気がします。また、予算制度の拡充、右の方ですけども、復原整備によるというあたりのところで、ちゃんと大事なものは買うんだぞというのをもうちょっと出していただくとうれしいなという気がいたしました。

あとは、同じ2 ページのところで、市町村の計画の内容というのが左側にございますけれども、これは一種の保全計画というふうなものなのか、あるいは維持・再生ということを行っていますから、維持というのはメンテナンス、再生というのはリハビリテーションみたいなことなんでしょうか。でも、トータルすると一種のコンサベーションというか、

保全というふうな意味ではないかという気がいたしました。歴史的風致を保全しということですから、計画の中身がもうちょっとしっかりしてくるといいなと。特に伝統的建造物群保存地区なんかの場合、保存計画の中では物件のリストアップというのが必ずありまして、伝統的建造物というふうなものを特定しているわけですが、この場合には、中を構成している物件のリストアップなんかも含めて、曖昧にならないようにしていくといいのではないかと。そんなところでございます。

【委員長】 ありがとうございます。

非常に時間が迫っていますので、では事務局、お願いします。

【事務局】 簡単にご回答を申し上げます。

まず1点目の「歴史的風致」でございます。H臨時委員ご指摘のとおり、日本語の意味でいえば、多分「歴史的風土」という言葉でもかなり近い概念かというふうに思いますが、我々、法令的に物を言いますと、古都保存法ができて、数十年間たって、「歴史的風土」という言葉が法令的には若干やっぱり緑重点的な意味合いでとられているということと、それと若干区分をするということ。また、先般できました景観法の「景観」という見かけだけでも違うよという新しい概念をこの新法の中に盛り込みたいということで、こういう言葉にさせていただければというふうに考えてございます。

それから2番目、「希少性」でございますが、やはりどうして国がやるんだとあちこちからつつかれているときに、世界遺産などを勉強して、つつい出てきた言葉でございますので、これはまた検討させていただきたいかと思います。

それから3番目の、商業というような、産業というようなところでございますけれども、今回我々、かなりソフト事業まで助成ができるというようなことも含めて、踏み込んでございまして、一つは産業の裏返しの部分かと思いますが、若干まだ足りない部分があるかと思っておりますので、その辺はまたちょっと検討をさせていただきたいと思っております。

それから、J専門委員からご指摘のありました物件の購入でございますが、たまたまこのプレゼンからは落ちていっているということですが、そういうものも含めた新制度で検討してございます。もうちょっと詳しく書くと、どんどん長くなるというところで。

それから、最後の市町村の計画でございますが、これは若干詳しく申し上げますと、文化財保護審議会の方でも歴史的資産を中心としたというか、まちづくりも含めて歴史的文化を守れといったところも市町村できちんとプランをつくれと、こういう内容がございまして。私どもの方も、市町村ごとに都市マスタープランをそれぞれつくってございまして、ここで言うっております計画というのが、その両方に包含されて、両方にオーソライズして、位置づけられて、両方ができるような、そういう計画づくりをイメージしているところでございます。また、ディテールについては、さらに検討を進めていくことになろうかと思います。一応回答としては以上でございます。

【都市・地域整備局長】 今の話で私からもお話ししますと、一つは、先ほどH臨時委員がおっしゃった都市計画そのものの話ですね。やっぱり我が国の都市計画の中に歴史文化

が位置づいてない。おっしゃるとおりなんで、むしろこれからはそういう内容も含んだ都市計画にしていきたいと思っています。例えば、先ほどの市長さんの話にも触発されたんですが、歴史的な地区、例えば城下町の昔のまち割りを守るためには、その外側に環状道路をつくり、大きな駐車場をつくって、パーク・アンド・ウオークとでも言うんでしょうか、そういった全体の都市計画の中で歴史文化を活かしたまちづくりを位置づけないと、歴史的な地区だけ見て、これを守ろうとしてもこれは絶対できないというのはおっしゃるとおりだと思います。今検討している歴史的風致を維持再生するための計画の中に基本方針を書く方向で検討していますので、今のご指摘を踏まえて、そういう計画になるようにしたいと思います。単に歴史文化地区だけ切り取って計画するんじゃなくて、都市計画全体の中できちっと位置付けることで制度設計したいと思います。歴史的風致重要地区を支える都市計画、公共施設の整備の方針も書くような形にしたいと思います。

二つ目は、伝統産業の話なんですが、確かに今日もそうだったんですがカフェとお土産物屋さん、レストランだけじゃ、多分サステナビリティーといいますか、せっかく維持再生しても持続性がないんだろうと思いますので、やっぱり利活用というか、ものづくりの中に根づかなきゃいけない。つまり食えなきゃいけないという話ですね、まちそのものが。これ経産省とも関係があるんですが、九谷焼、焼き物ですとか、塗り物ですね、輪島塗、あるいはお酒とかお醤油、そういったものも歴史的風致の地区の中で活性化するような、ある意味でのものづくりの振興みたいなものももし取り込めれば、いいかなと思っています。

【H臨時委員】 ものづくりをやっているのも風致ですからね。生きている風致ですから。

【都市・地域整備局長】 西陣じゃないですけど、川で染物を洗うというのも風致なものですから。

【H臨時委員】 あの風景を守るには、生業として染物が生きていないとあの風景は維持できませんからね。経産省とは少し違うんですよ。

【都市・地域整備局長】 おっしゃったようなことで、ぜひできるような形で、まさに使い方ですね。復元した町家なり、そういった施設をいかに使うかということが大切だと思います。全部公共施設ではいけませんから。

【H臨時委員】 「産業」という言葉より、「生業」という方がいいかもしれないんだけど、経産省は気を使わなきゃいけないからね。

【委員長】 ありがとうございます。

私も発言したいんだけど、私は自己抑制いたしまして、そういうことで、申しわけないんですが事務的な連絡に行ってよろしいですか。

【J専門委員】 市街地というのが、市街地「等」というのが入った方がいいんじゃないかと僕ちょっと思ったんですね。7ページの1行目ですね。

【委員長】 また、別途、詳しくヒアリングをしていただいてということで、再度、事務的なことを含めて、ご発言をお願いしたいと思います。

【事務局】 お手元の資料5をお願いいたします。

本日が第3回の小委員会ということで、あと2回の小委員会を予定してございます。4回目は12月で日程調整をさせていただいているところでございますが、4回目の小委員会で最終報告の取りまとめに向けたたたき台というものをご提示させていただき、その審議を受けてパブリックコメントを実施して、来年の1月に最終報告、小委員会の報告に向けての取りまとめを進めるということでございまして、さらにそれを受けて、歴史的風土部会の第12回を開催して、報告し、さらには答申としたいと。こういうスケジュールで現在進めるべく作業をしてございますので、よろしくお願いしたいと思います。

【委員長】 ありがとうございます。

では一言だけ、先ほど防火建築帯をもう一回つくり直しで道路を狭めると。道路を狭めることはドイツ・ベルリンでやっていますので、そういうことの意味で、ちょっとこれは少し国土交通省の中で勉強していただけると大変いいのかなという気もしますので、これは蛇足でございます。

【I 専門委員】 今日話に出なかったんですけど、木曽川ですね。犬山にとって木曽川は非常に重要なんじゃないかなと思っています。それだけ付言させていただきます。

【委員長】 では、議論は尽きないんでございますが、一旦これで締めさせていただきます。さらに名古屋視察組と東京直行組で分かれるということでよろしゅうございますか。

【事務局】 どうもありがとうございました。（了）